

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

| | | |
|-------------------|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 松浦市 (42208) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 御厨4 (馬込川流域) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年2月1日 (第1回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は圃場整備が完了し、その大部分をJR九州ファームの施設が占めており、今後も継続的に利用される見込である。なお、一部圃場では排水対策等が必要な部分もあり、今後は営農に支障を及ぼさないような措置を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

遊休農地や荒廃農地が少ないことから現状を維持する。地域内で耕作している個人の圃場についても、今後JR九州ファームへ集積・集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 9.34 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 9.34 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備区域なので、すべての農地を農用地として扱う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 現在、JR九州ファームが農地中間管理機構を活用して営農しているため、今後個人が耕作している圃場の貸し付け等生じた場合は、農地中間管理機構を活用する。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農地中間管理機構を積極的に活用し、貸借の促進を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 圃場整備区域のため、現時点では検討しない。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 既存の担い手を中心に農地を集積・集約し、地域の農地を守りながら若手の確保及び育成を進めていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 特に予定なし。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。